

橋本市訓令第 10 号

橋本市職員の退職勧奨に関する規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 10 月 14 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の退職勧奨に関する規程の一部を改正する訓令

橋本市職員の退職勧奨に関する規程(平成 18 年橋本市訓令第 24 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(退職の申出) 第 3 条 勧奨を受けて退職しようとする職員は、当該年度の <u>前年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日</u> までに任命権者に退職願を提出しなければならない。	(退職の申出) 第 3 条 勧奨を受けて退職しようとする職員は、当該年度の <u>5 月 1 日から 5 月 31 日</u> までに任命権者に退職願 <u>い</u> を提出しなければならない。

附 則

この訓令は、令和 8 年 10 月 14 日から施行する。